

役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人棚田 LOVER's の役員報酬等並びに費用に関する定めることを目的とする

(定義等)

第2条

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条

特定非営利活動法人棚田 LOVER's は、役員に対し、理事会出席の都度、出席に対する報酬として交通費を支給するものとする。それ以外の役員の業務に関しても時給 1000 円程度かそれ以上を支払う（支払金額は理事と相談し、理事長が決定する）。ただし、役員本人から辞退の申し出があったときは、これを支給しないことができる。

(費用)

第4条

特定非営利活動法人棚田 LOVER's は、評議員及び役員がその職務の遂行に当って負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第5条

特定非営利活動法人棚田 LOVER's は、この規程を持って報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 正)

第 6 条

この規程の改正は、理事会の決議により行うものとする。

(補 則)

第 7 条

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(附 則)

この規程は設立の登記の日から実施する。